

令和6年度 第2回行田市下水道事業運営審議会

**議題第1号 行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区(「第9負担区」)の
設定及び単位負担金額について**

令和7年1月9日 14時00分～
水道庁舎2階 第3会議室

行田市都市整備部下水道課

1 下水道事業について

公共下水道整備の目的

- ① 都市の健全な発達 ② 公衆衛生の向上 ③ 生活環境の改善 ④ 公共水域の水質保全

公共下水道整備の効果

- 特に 衛生害虫の発生などを防止 ② 公衆衛生の向上
汲み取りの心配や浄化槽の管理からの開放 ③ 生活環境の改善

整備効果の及ぶ区域が明確

公共下水道整備の特徴

特定の者が特定の利益を受ける

2 受益者負担金制度とは

公共下水道の建設

税 金

国の補助金

下水道
整備区域

不均衡

下水道
未整備区域

受益者負担金

【受益者負担金制度の目的】

受益者負担金制度は、公共下水道が整備されたことにより特別の利益を受ける土地所有者等に対して、受益者として下水道建設事業費の一部を負担していただく制度です。

3 受益者負担金制度の根拠法令

都市計画法(抜粋)

第75条(受益者負担金)

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受けるものがあるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける為に負担させることが出来る。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。



行田都市計画下水道事業受益者負担金条例

4 行田市の受益者負担金制度の状況

受 益 者

受益者は、土地所有者となります。但し、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借により権利の目的となっている土地については、それぞれの権利者が受益者となることもあります。

受益者負担金の計算方法

土地の面積に単位負担金を掛けた額が受益者負担金となります。

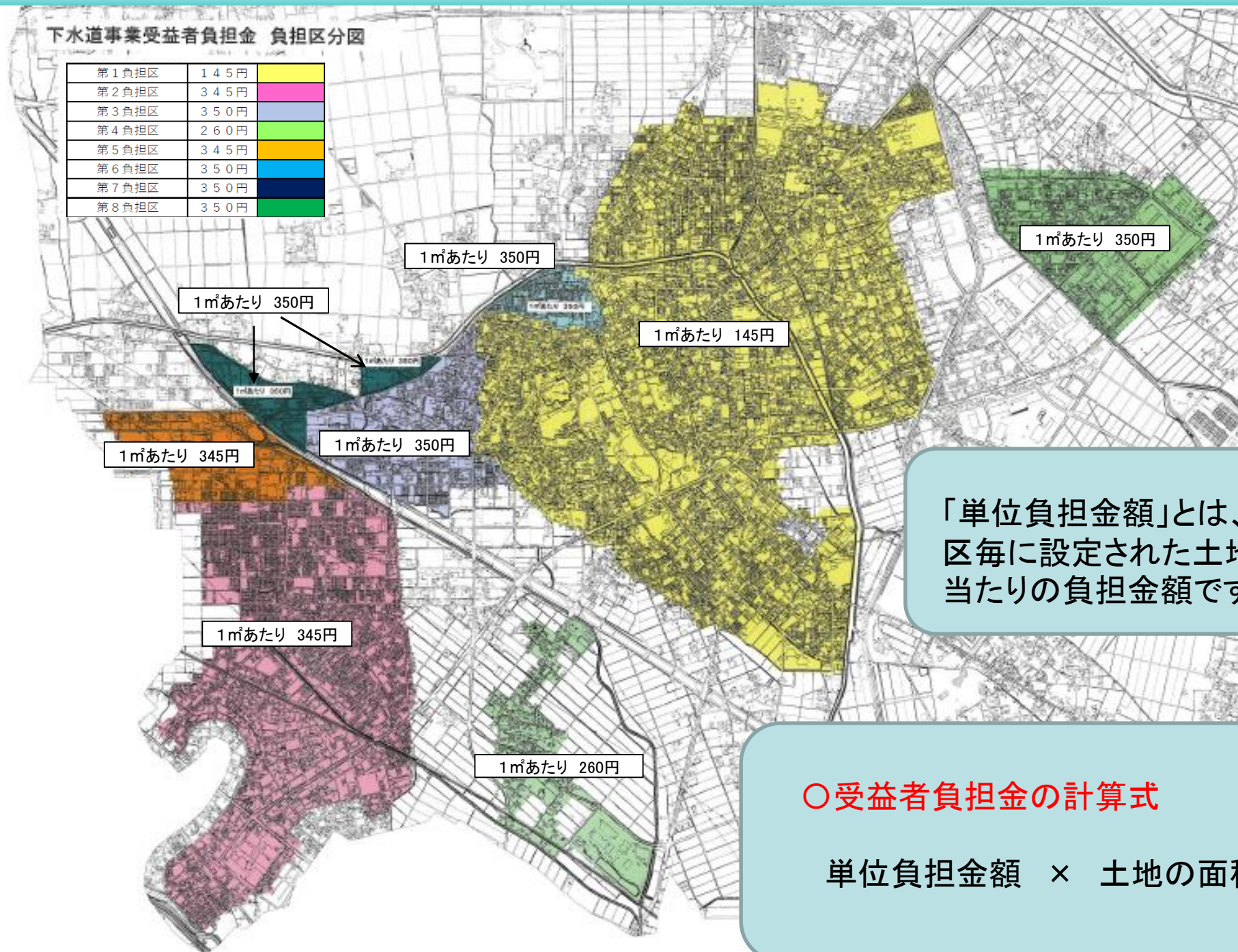
土地の面積(㎡) × 単位負担金額(円／㎡) = 受益者負担金(円)

単位負担金額

本市では、昭和47年第1負担区を始め、現在第8負担区まで分けて、負担区毎に単位負担金を条例で145円／㎡から350円／㎡に規定して負担金を徴収しています。

※負担区とは、負担金を負担していただく排水区域をさします。地形等の土地の状況や下水道の進捗状況等を勘案して排水区域を複数の負担区に分割し、負担区毎に負担金を賦課しています。

5 下水道事業受益者負担金 負担区と単位負担金額



6 受益者負担金負担区(第9負担区)の設定

設定する負担区の概要

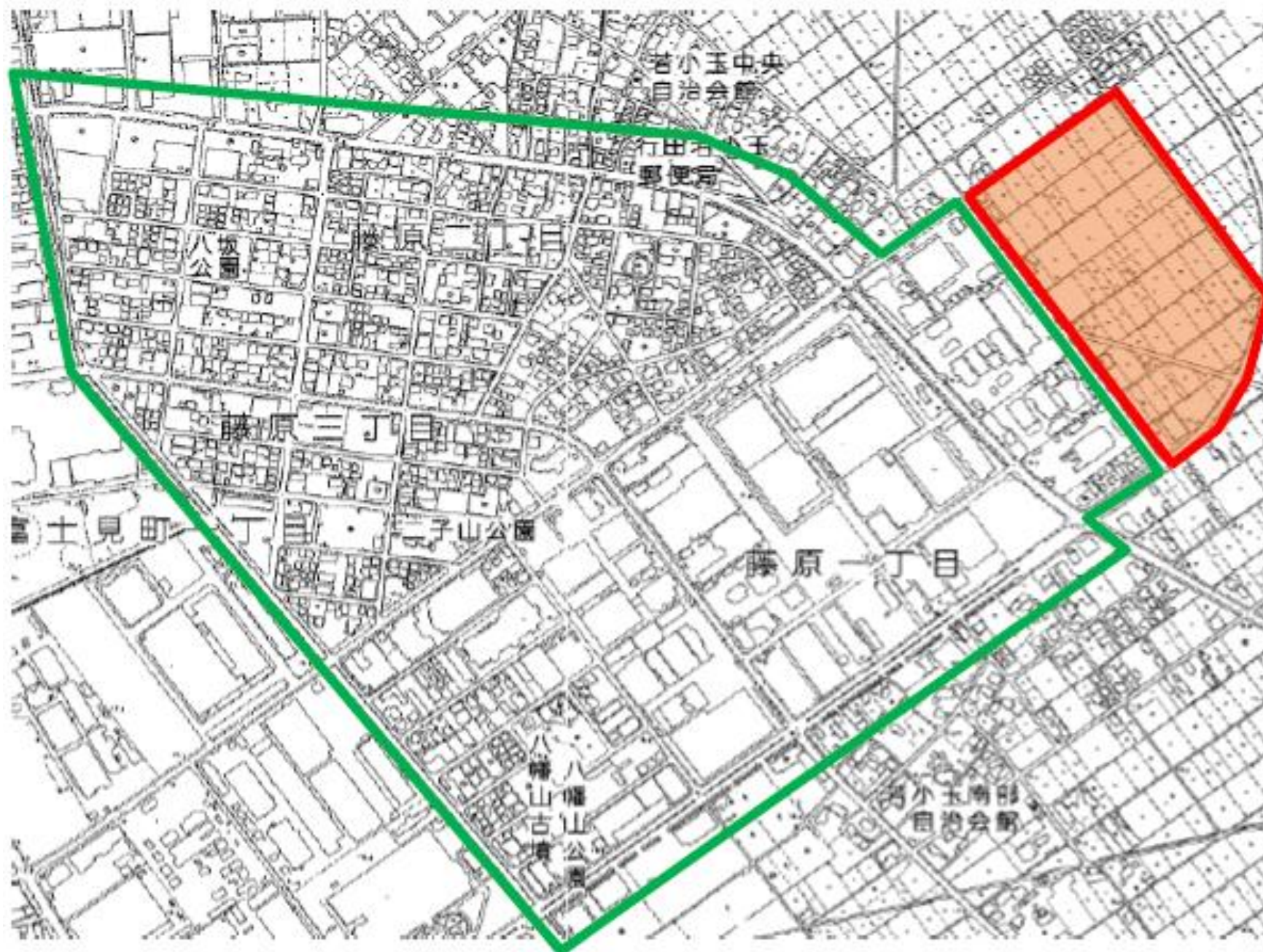
負 担 区		
名 称	区 域	面 積
第9負担区	若小玉の一部	約7.8ha

設定理由

第9負担区は、大字若小玉地区の一部に位置し、令和元年11月に市街化区域となった工業団地の区域で、本年度に下水道事業計画区域に編入する予定です。

現在、埼玉県企業局による造成工事が行われており、公共下水道を使用できる区域となることから新たな負担区を設定するものです。

7 新負担区(第9負担区)の設定区域



設定区域:
若小玉の一部

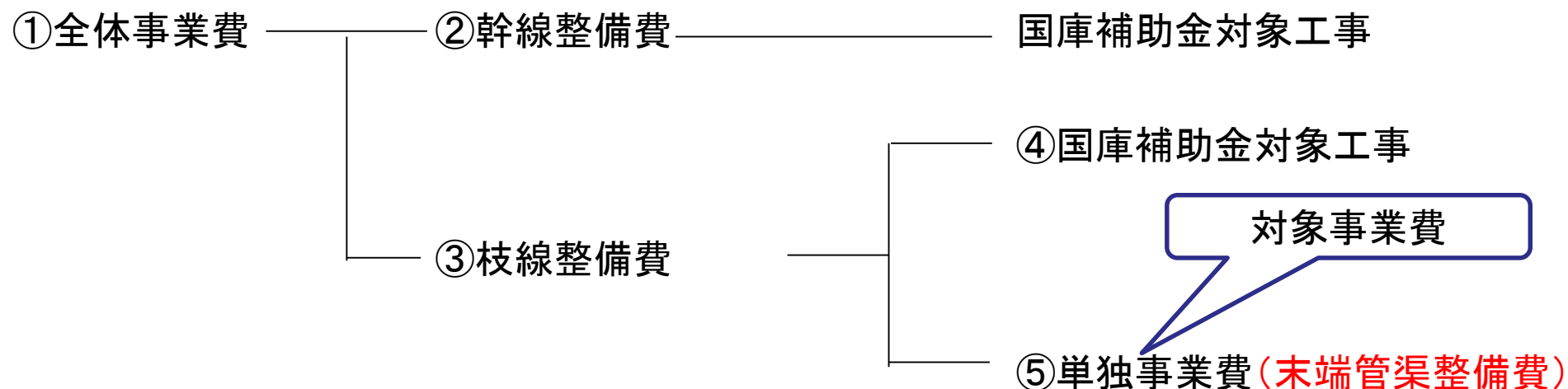
市街化区域
総面積:約7.8ha

凡例	
	第9負担区 設定境界線
	第8負担区 設定境界線

8 第9負担区の単位負担金額

(2) 対象事業費の考え方

新負担区の受益者負担金については、概算設計等に基づく工事費を基礎に単位負担金を算定します。



- ①全体事業費下水道施設建設に係る事業費
- ②幹線整備費下水道事業計画で「主要な管渠」とされる下水道本管に係る事業費
- ③枝線整備費「主要な管渠」以外の下水道本管に係る事業費
- ④国庫補助金対象工事.....枝線整備費のうち下水排除量が $2\text{m}^3/\text{日}$ 以上の部分に係る事業費
- ⑤単独事業費.....枝線整備費のうち下水排除量が $2\text{m}^3/\text{日}$ 未満の部分に係る事業費
(末端管渠整備費)

9-1 単位負担金額の算定(第9負担区)

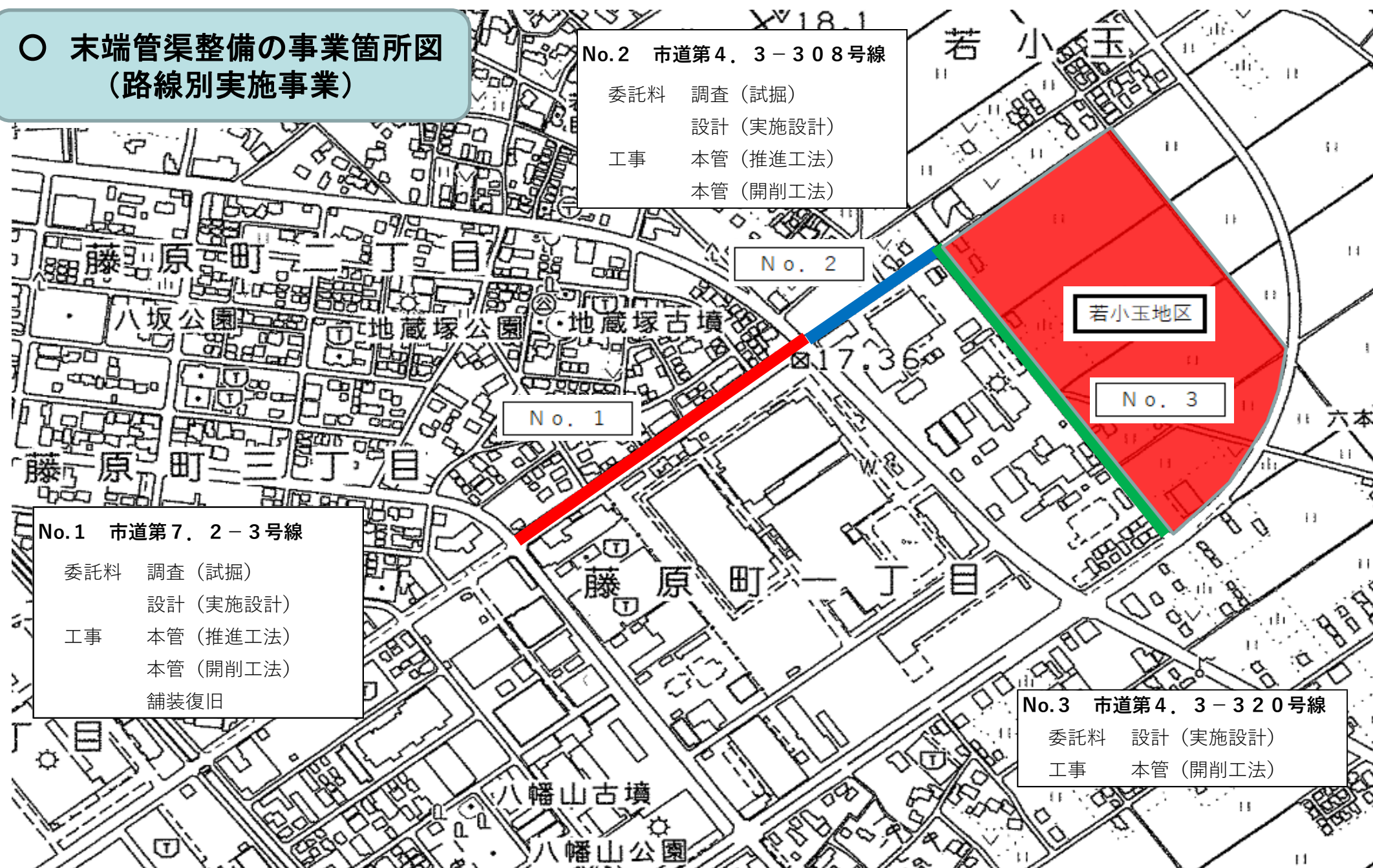
○ 算定方法

(末端管渠整備費)		(整備面積)		(整備単価)
107,897,000円	÷	6.1ha	=	1,768.80円/㎡
(整備単価)		(負担率)		(単位負担金額)
1,768.80	×	1/5	=	353.76
			≒	350 【350円/㎡】

- ・末端管渠整備費 全体事業費の枝線整備のうち国庫補助金を差し引いた管渠整備に伴う工事費、設計委託費、補償費を対象とする
- ・整備面積 富士見工業団地拡張部(若小玉地区)の総面積約7.8haのうち道路・水路等(1.7ha)を除いた面積
- ・負担率 下水道財政研究委員会の提言より事業費の1/3から1/5程度とする
既負担区との整合を図り、近接の第8負担区で採用した1/5とする

9-2 単位負担金額の算定(第9負担区)

○ 末端管渠整備の事業箇所図 (路線別実施事業)



10 県内他事業体の受益者負担金状況について

No.	市町名	負担 区数	金額の範囲	負担率
1	さいたま市	43	73 ~ 810	1/4~1/3
2	川口市	—	—	—
3	上尾市	54	90 ~ 600	1/5
4	蕨市	2	200 ~ 210	1/5
5	戸田市	4	163 ~ 818	1/5
6	熊谷市	8	215 ~ 550	1/4
7	行田市	8	145 ~ 350	1/5
8	鴻巣市	15	190 ~ 502	1/5
9	桶川市	14	140 ~ 710	1/5
10	北本市	7	160 ~ 450	1/5
11	川越市	16	51 ~ 930	1/3
12	所沢市	9	328 ~ 1,130	1/5
13	狭山市	6	310 ~ 1,000	25%
14	入間市	4	320 ~ 925	22%~26%
15	朝霞市	8	141 ~ 310	1/5
16	志木市	1	300	1/4
17	和光市	—	—	—
18	新座市	5	300 ~ 1,200	1/4~1/3
19	富士見市	4	430 ~ 510	1/4
20	ふじみ野市	1	1,240	1/4
21	三芳町	7	400	1/5~1/4
22	川島町	5	460 ~ 670	3/10
23	吉見町	5	650	1/5~1/3
24	春日部市	11	600 ~ 700	1/4~1/3
25	草加市	14	140 ~ 740	1/3
26	越谷市	6	500 ~ 550	1/3
27	八潮市	1	500	1/5
28	三郷市	1	500	1/3
29	蓮田市	6	550	—
30	幸手市	2	700	—

No.	市町名	負担 区数	金額の範囲	負担率
31	吉川市	3	600 ~ 800	1/5~1/3
32	白岡市	10	580 ~ 720	2/5~1/2
33	伊奈町	9	310 ~ 870	3/10
34	宮代町	4	430 ~ 570	1/3
35	杉戸町	6	650 ~ 800	1/3
36	松伏町	6	600 ~ 750	1/5
37	深谷市	4	300 ~ 650	3/10~1/2
38	寄居町	6	645 ~ 695	—
39	滑川町	9	600 ~ 660	1/2
40	嵐山町	8	660	—
41	小川町	2	660 ~ 820	1/2
42	本庄市	1	300	1/5
43	美里町	1	500,000	—
44	神川町	2	500 ~ 650	—
45	上里町	1	430	—
46	秩父市	6	75 ~ 710	1/3
47	飯能市	1	47,000~	—
48	加須市	9	300 ~ 500	1/5
49	東松山市	7	180 ~ 640	0.351
50	羽生市	4	400 ~ 530	1/4
51	日高市	1	350	—
52	横瀬町	—	—	—
53	坂戸・鶴ヶ島 下水道組合	7	131 ~ 770	1/5
54	毛呂山・越生・ 鳩山	21	240 ~ 600	1/3
55	皆野・長瀬上 下水道組合	3	650	1/3